

埼 薬 第 103 号
令和 6 年 7 月 1 日

各地域薬剤師会代表者 様

一般社団法人埼玉県薬剤師会
会 長 齊 藤 祐 次

令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力について（依頼）

本会の業務推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件について、令和 6 年 6 月 11 日付け日薬発第 78 号で日本薬剤師会から調査協力依頼の通知（別添）がありました。

この調査は、厚生労働省が小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年 1 回実施するものであり、統計調査員が 8 月から 9 月にかけて調査対象となる地域の事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で調査を実施するものです。

つきましては、当調査について会員等への御周知、御協力をお願いいたします。

なお、今年度の調査対象となる地域は、別紙「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域となります。

別 添

日 薬 発 第 78 号
令 和 6 年 6 月 11 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会長印省略)

令和6年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）より、別添のとおり標記調査に対する協力の依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該地域の会員等にご周知下さいますようお願い申し上げます。

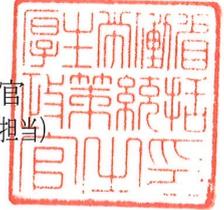
以上

日本郵政
5.30
14

政統発 0527 第 9 号
令和 6 年 5 月 27 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年1回（7月31日現在について）実施するものです。

都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。

また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和5年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクターとくちゃんのイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室

毎勤第一係 渡邊

TEL : 03-5253-1111 (内線 7631)

E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

2024年5月

都道府県	コード	市区町村名
埼玉県	102	さいたま市 北区
埼玉県	103	さいたま市 大宮区
埼玉県	104	さいたま市 見沼区
埼玉県	108	さいたま市 南区
埼玉県	110	さいたま市 岩槻区
埼玉県	201	川越市
埼玉県	202	熊谷市
埼玉県	203	川口市
埼玉県	206	行田市
埼玉県	208	所沢市
埼玉県	210	加須市
埼玉県	212	東松山市
埼玉県	214	春日部市
埼玉県	215	狭山市
埼玉県	219	上尾市
埼玉県	221	草加市
埼玉県	222	越谷市
埼玉県	224	戸田市
埼玉県	225	入間市
埼玉県	230	新座市
埼玉県	231	桶川市
埼玉県	234	八潮市
埼玉県	235	富士見市
埼玉県	237	三郷市
埼玉県	239	坂戸市
埼玉県	241	鶴ヶ島市
埼玉県	243	吉川市
埼玉県	343	比企郡 小川町
埼玉県	464	北葛飾郡 杉戸町